

18川監公第 9 号

平成18年8月10日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	鹿川隆
同	奥宮京子
同	小林貴美子
同	西村英二

監査の種別 定期監査（工事監査）

監査の対象 港湾局及び水道局

監査の範囲 平成16年度に契約し、平成17年度に繰り越した工事及び平成17年度に契約した工事で、平成18年3月31日までに完成したもの（工事関連の業務委託を含む。）

監査の期間 平成18年4月3日から

平成18年7月27日まで

監査の結果

今回の監査は、港湾局及び水道局が契約した工事並びに工事関連の業務委託のうちから、工事31件、業務委託5件、合わせて36件(別表1、2)を抽出し、工事及び業務委託が適正に、かつ経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかについて、書類審査及び現場調査を行った。

重点項目として 工期が適切に算定されているか、 契約工期が遵守されているか及び延期された場合の理由は適正か、 工事の施工途中における確認及び技術検査が適切に実施されていたかを主眼に実施した。

その結果、設計及び積算に関して改善措置を要する事項が見受けられた。

「積算に際して補正率の加算を適正に行うとともに、設計変更の取扱基準を作成すべきもの」

浮島1期廃棄物埋立処分地雨水排水路建設工事は、埋立処分地の雨水排水路を建設するもので、管路敷設、人孔設置、放流管設置等の工事である。

積算に当たって準拠すべき平成17年度の土木工事標準積算基準書(共通編)によれば、本工事の施工地域である廃棄物埋立処分地では、共通

仮設費率、現場管理費率に補正率を加算する必要がないにもかかわらず、市街地(人口集中地区：人口密度1平方キロメートル当たり4,000人以上)として、各々に2パーセント、1.5パーセントの補正率を加算していた。

積算に際しては、補正率の加算を適正に行われたい。

次に、管路敷設工事について見ると管径800ミリ管の敷設では、設計図書に明記されている山留を施工せず、法面を設けて施工していた。また、ボックスカルバート設置では、湧水が発生したため設計に計上されていない排水設備を設置したが、工事施工条件の変更が確認された場合の取扱いが明確でないため、排水の施工費が山留の施工費に見合うとして設計変更を行っていなかった。

工事施工条件の変更については、明確な取扱基準を作成し適切に設計変更を行われたい。

(別表1 監査番号港湾局1)(港湾局港湾整備部)